

訪問リハビリテーション重要事項説明書

1 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	学校法人 明治東洋医学院
代表者名	理事長 谷口和彦
所在地・連絡先	(所在地) 京都府南丹市日吉町保野田ヒノ谷6番地1 (電話) 0771-72-1231

2 事業所の概要

（1）事業所名称及び事業所番号

事業所名	明治国際医療大学附属病院 訪問リハビリテーション事業所
所在地・連絡先	(所在地) 京都府南丹市日吉町保野田ヒノ谷6番地1 (電話) 0771-72-1221 (FAX) 0771-72-0234
事業所番号	2613400288
管理者の氏名	浅沼博司（病院長）

（2）事業所の職員体制

理学療法士	10名（常勤）
作業療法士	2名（常勤）
言語聴覚士	1名（常勤）

（3）訪問リハビリテーションに関する相談窓口

明治国際医療大学附属病院

理学療法士長 木村篤史

（4）通常の事業の実施地域

南丹市、京丹波町

※ 上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

（5）営業日・営業時間等

◎営業日：月～金（土・日・祝日、12月29日～1月3日は休業）

◎営業時間：午前9時～午後5時30分

3 サービスの内容

（1）運営方針

利用者の要介護状態の軽減、若しくは悪化の防止、又は要介護状態となることの予防を目的に、リハビリテーションの目標を設定し、計画的に訪問リハビリテーションを

行います。

また、自らその提供する指定訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にサービスの改善を図るとともに、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(2) 訪問リハビリテーションの内容

理学療法士や作業療法士が利用者の居宅を訪問し、利用者の日常生活がより活動的なものとなるように、また身体面では関節拘縮の予防、筋力・体力・バランスの改善、精神面では知的能力の維持改善等を医師の指示に基づき行います。

4 サービスの利用方法

(1) サービスの開始

当院の主治医にご相談ください。居宅サービス計画（ケアプラン）を作成している場合は、介護支援専門員（ケアマネジャー）にご相談ください。

(2) サービスの終了

ア) 利用者のご都合でサービスを終了される場合は、主治医・ケアマネジャーにお申し出ください。

イ) 自動終了

①利用者が入院・入所等で、3か月以上サービスの利用がない場合

②利用者の要介護認定区分等が、自立と認定された場合

③利用者が亡くなられた場合

5 費 用

(1) 利用料

訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によります。医療保険の場合は3割負担。高齢者は各医療制度の一部負担金を徴収します。

介護保険	利用者負担額	
	1割負担	2割負担
要介護者基本料金・1回 20分 () 内は診療未実施減算	308円／回 (258円)	616円／回 (516円)
要支援者基本料金・1回 20分 () 内は診療未実施減算	298円／回 (248円)	596円 (496円)
特別地域訪問リハビリテーション加算	基本料金の100分の15	
予防訪問リハ 12月超減算	-30円／回	-60円／回
サービス提供体制強化加算	6円／回	12円／回
短期集中リハビリテーション実施加算 (新規認定日・退院・退所後3ヶ月以内)	200円／日	400円／日

認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (退院・退所後・開始後3か月以内)	240円／日	480円／日
退院時共同指導加算	600円／回	1200円／回
医療保険		
在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料		300点／20分（10円／点）

（2）交通費（消費税別）

通常の実施地域は無料。

通常の実施地域以外（通常の実施区域を超えた時点より30円／km）

※医療保険の場合は5kmまで150円。5km以上は30円／km

（3）その他

ア) 利用者のお住まいでのサービスを提供するために使用する水道・ガス・電気等の費用は利用者のご負担になります。

イ) 料金の支払い方法

原則として月末に締め、翌月半ばの訪問日に集金させて頂きます。（附属病院の窓口でのお支払いや、銀行引き落とし（JAバンクのみ）でのお支払いも可能です。その際、領収書を発行いたします。

6 サービス内容に関する苦情等相談窓口

（1）明治国際医療大学附属病院

療法士長 木村 篤史 Tel: 0771-72-1221

（2）南丹市高齢福祉課

Tel: 0771-68-0006

（3）京丹波町保健福祉課

Tel: 0771-86-1800

（4）京都府国民健康保険団体連合会

Tel: 075-354-9011

7 緊急時及び事故発生時における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、必要な措置を講じるとともに、速やかに利用者様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画（介護予防支援計画）を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をするなどの必要な措置を講じます。事故発生時は上記の他、京都府・市町村の窓口にも連絡を行います。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者的人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

（1）虐待防止に関する責任者を選定します。

虐待防止に関する責任者 療法士長 木村 篤史

Tel: 0771-72-1221

（2）成年後見制度の利用を支援します。

（3）苦情解決体制を整備しています。

- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人など）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9 個人情報の保護及び秘密の保持について

- (1) 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。
- (2) 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとします。

10 賠償責任

事業者がサービス提供に伴って、事業者の責務に帰すべき事由によって利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。
ただし、その損害が事業者の故意・過失により生じたものでない場合は、事業者はその損害を賠償いたしません。

11 訪問困難時について

天候・災害等により、訪問することに危険を伴うと判断した場合は訪問を中止することがあります。（その場合は、利用者・家族・居宅介護支援事業所に連絡します。）

12 その他

- サービス提供に際して、次の事柄についてご留意願います。
- (1) 理学療法士等は、サービス利用料以外の年金・その他の金銭的管理及び取扱いは原則としていたしかねますのでご了承願います。
 - (2) 理学療法士等は、介護保険制度上、利用者の心身の機能回復維持のために療養上のお世話や診療の補助を行うこととされていますのでご了承願います。

当事業者はサービスの利用に当たり、利用者に対して重要事項説明書を交付の上、訪問リハビリテーションのサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

【事業者】

明治国際医療大学附属病院

【説明者】

所属:訪問リハビリテーション事業所 氏名:_____ (印)

私は、事業者から訪問リハビリテーションについて重要事項の説明を受け、サービスを受けること並びにその利用料を支払うことに同意します。また、サービス担当者会議等において私並びに家族の個人情報を用いることに同意します。

令和 年 月 日

【利用者】 氏名 : _____ (印) _____

【ご家族】 氏名 : _____ (印) _____

【代理人】 氏名 : _____ (印) _____